

岐阜県道路位置指定取扱要綱

(平成10年10月1日施行、令和3年1月1日改正、令和8年1月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の取扱いに関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）又は岐阜県建築基準法施行細則（昭和26年岐阜県規則第9号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、市街化区域にあつては開発区域が1,000平方メートル未満、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域にあつては開発区域が3,000平方メートル未満の開発行為に伴い築造される道路について適用するものとし、これら以上の規模にあつては都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の適用を受ける。ただし、都市計画法第29条の規定により開発許可の適用を受けない場合は、上記にかかわらずこの要綱を適用する。

(道路位置の指定基準)

第3条 道路位置の指定を受ける道路（以下「指定道路」という。）は、令第144条の4に定める基準及び別に定める岐阜県道路位置指定基準に適合しなければならない。

(市町村の基準)

第4条 指定道路が市町村の管理に属することとなる場合は、市町村の定める基準（岐阜県道路位置指定基準を満たすものに限る。）によることができる。

(事前審査)

第5条 道路位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その道路の築造工事に着手する前に、第6条第2項第1号の図書及び当該区域の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）又は当該区域を所管する建築事務所長（以下「建築事務所長」という。）が必要と認める図書を添えた道路位置指定事前審査申請書（別記第1号様式。以下「事前審査申請書」という。）正本1部及び副本1部（建築事務所長に提出する場合は2部）を、市町村長又は建築事務所長に提出して事前審査を受けなければならない。

2 市町村長が前項の規定による事前審査を行う場合において、申請内容が第2条又は第3条に適合しているか否かについて疑義を生じたときは、建築事務所長と協議する。

3 市町村長又は建築事務所長は、事前審査を行った場合には、道路位置指定事前審査済通知書（別記第2号様式）を添付して事前審査申請書の副本を申請者に交付する。

4 建築事務所長が事前審査を行う場合は、建築事務所長は事前審査申請書の内容について市町村長の意見を聴かななければならない。

5 建築事務所長は、前項の規定により市町村長の意見を聴く場合は、道路位置指定

事前審査申請に係る意見照会文書（別記第3号様式）を副本に添えて、市町村長に意見照会を行う。

- 6 市町村長は、前項の規定による意見照会文書を受理した場合は、事前審査申請書の内容を確認し、道路位置指定事前審査申請に係る意見書（別記第4号様式）により建築事務所に回答する。

（指定申請書の提出）

第6条 申請者は、道路の築造工事の完了後に、細則第11条第3項の規定による道路の位置の指定申請書（以下「指定申請書」という。）正本1部及び副本2部を建築事務所に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号及び第10号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 規則第9条の表に規定する図面（ただし、同表の地籍図中「道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項」については、開発区域全体を表示したもの）

- 二 指定道路となる土地の登記簿謄本

- 三 指定道路となる土地の権利者の承諾書（別記第5号様式）及び承諾者の印鑑登録証明書

- 四 指定道路の管理者の誓約書（別記第6号様式）及び管理者の印鑑登録証明書

- 五 開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認通知書の写し

- 六 他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し

- 七 道路位置指定概要書（別記第7号様式）

- 八 工事完成写真

- 九 道路位置指定事前審査済通知書の写し

- 十 その他建築事務所長が必要と認める図書

- 3 建築事務所長は、指定申請書を受理した場合は、道路位置指定申請に係る意見照会文書（別記第8号様式）を副本に添えて、市町村長に意見照会を行う。

- 4 市町村長は、前項の規定による意見照会文書を受理した場合は、指定申請書の内容を確認し、道路位置指定申請に係る意見書（別記第9号様式）により建築事務所長に回答する。

（指定道路の登記）

第7条 指定道路となる土地は、これに接するその他の土地と区分し、かつ原則として地目を公衆用道路として登記しなければならない。

（指定道路の管理者）

第8条 申請者は、指定道路の管理者を定めなければならない。

- 2 指定道路の管理者は、管理を適切に行い、常に良好な状態に維持しなければならない。

第9条 削除

（現地確認）

第10条 建築事務所長は、第6条の規定による指定申請書を受理した場合は、原則として市町村の職員の立会いを得て、遅滞なく道路位置の指定基準に基づき現地確認を実施する。

(指定)

第11条 建築事務所長は、前条の現地確認の結果、法、令、規則、細則及びこの要綱に適合していると認めた場合は、申請者に対し、細則第11条第4項の規定による道路の位置の指定通知書により指定した旨を通知する。

2 建築事務所長は、前項の規定により道路位置を指定したときは、すみやかに道路の位置の指定報告書(別記第10号様式)によりその旨を知事に報告するとともに、市町村長に対し、道路の位置の指定通知書(別記第11号様式)によりその旨を通知する。

(公告)

第12条 知事は、建築事務所長から前条第2項の規定による報告があった場合は、その旨を岐阜県公報により公告する。

(縦覧)

第13条 道路位置の指定の縦覧は、当該区域を所管する建築事務所において、道路位置指定概要書により行う。

(変更又は廃止)

第14条 細則第12条第1項の規定により道路位置の指定の変更又は廃止の申請を行う場合は、当該道路に関する土地及び建築物の登記簿謄本、当該道路に関する土地、建築物若しくは工作物の権利者の承諾書及び承諾者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。